

個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める意見書

政府税制調査会の基礎問題小委員会は、本年6月に「個人所得課税に関する論点整理」を取りまとめました。今後、この論点整理にもとづき、2006年度以降の税制改正案が検討されることとなります。

しかし、上記「論点整理」は、給与所得控除の縮小、特定扶養控除および配偶者控除の廃止など、勤労者世帯を中心に大規模な増税につながる内容が列挙されています。とくに給与所得控除については、給与生計者の必要経費概算控除という性格にとどまらず、資産所得等との担税力格差に配慮した控除であること等を鑑みれば、安易に縮小すべきものではありません。

家計の税・保険料負担は、年金保険料、雇用保険料の引き上げ、老年者控除および配偶者特別控除の廃止など、ここ数年の税制や社会保障制度の改定によって年々重くなっています。さらに、2006年1月からは、所得税および住民税の「定率減税」が縮小される予定であります。定率減税および各種所得控除の縮小が地域住民の暮らしを直撃することにより、消費を冷え込ませ、ひいては地域経済の回復基調の足取りに深刻な影響を及ぼすことが強く懸念されます。

国は、各種控除の縮小・廃止に言及する前に、まず着実な景気回復により税収の自然増をはかるとともに、歳出削減をはじめ国民が納得できる歳出構造改革を行うべきであります。あわせて、所得捕捉格差の是正をはじめとする不公平税制の是正を早期に実施すべきであります。また、所得税から個人住民税への税源移譲にあたっては、国民の税負担が税源移譲の前後で変化しないよう、十分な配慮措置を講じるべきであります。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成17年10月4日

宮城県名取市議会議長 渡辺至男

內閣總理大臣 殿

衆議院議長 殿

參議院議長 殿

總務大臣 殿

財務大臣 殿